

公益社団法人日本獣医学会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本獣医学会（以下「獣医学会」という。）定款に定めるもののほか獣医学会の管理運営に関して必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

第2章 会員

(入退会手続き及び会費)

第2条 定款第6条、第7条、及び第8条の規定に基づく、会員の入会、会費、及び退会に関し必要な事項は別に定める。

(専門部会への所属)

第3条 定款第5条に規定する会員（以下「会員」という。）のうち、正会員及び学生会員は、専門部会に所属しなければならない。

2 前項の正会員及び学生会員が所属を希望する専門部会は、本施行細則第50条に定める4専門部会のうちの1専門部会にかぎるものとする。

(講演会等での報告及び会誌への投稿)

第4条 会員は、獣医学会が開催する学術研究に関する報告会及び講演会において研究業績の発表を行いまた投稿規定に従って研究論文を日本獣医学会会誌（以下「会誌」という。）に投稿することができる。

(事業への参加)

第5条 会員は、獣医学会及び各専門部会が主催する各種の事業に参加することができる。

(会誌の配布)

第6条 会員のうち、正会員、賛助会員、及び名誉会員は、会誌の無料配布を受ける。

2 学生会員は、会誌の無料配布を受けることはできない。

(役員の選挙権及び被選挙権)

第7条 会員のうち、役員の選挙権及び被選挙権を有する者は、正会員のみとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員就任年の4月1日に満70歳を超える正会員は役員の被選挙権を有しないものとする。

(名誉会員の推薦)

第8条 定款第5条に規定する名誉会員は、理事の推薦に基づき、理事会の議を経て決定されるものとする。

2 名誉会員として推薦される者は、年齢満70歳以上の正会員で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 理事・監事として4期、または8年以上任期をつとめた者
- (2) 前号に匹敵する獣医学会に対する功績を有する者
- (3) 獣医学会の理事長をつとめた者

3 前項の規定にかかわらず、理事会は特段の審議を行い、特定の者を、名誉会員とすることができる。

(賛助会員代表者の変更届)

第9条 賛助会員である団体は、その代表者を変更したときは、直ちにその旨を文書をもって理事長に届け出なければならない。

第3章 役員

(理事候補者の選出)

第10条 理事候補者は、正会員の選挙により、評議委員の中から選出する。

2 前項の正会員の選挙により選出する理事候補者は16名とする。ただし、各専門部会に4名の理事候補者を割り当てるものとする。

3 第1項に規定する正会員の選挙に関する理事候補者の選出方法については、別に定める。

(理事候補者の推薦)

第11条 理事長は、前条の規定にかかわらず、評議委員の中から4名以内の理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の選出)

第12条 理事長は、評議委員の中から2名の監事候補者を選出する。

(役員会の会費)

第13条 役員会の会費は、別に定める。

第4章 評議委員及び評議委員会

(評議委員)

第14条 この法人に評議委員を置く。

2 評議委員は、各専門部会会長が推薦した候補者について、理事会の議を経て、理事長が委嘱

する。なお、専門部会長は評議委員の推薦に当たって、所属研究団体会長の意見を参考にすることができる。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、10名以内の評議委員を、理事会の議を経て委嘱できる。

(評議委員の定数)

第15条 評議委員の総数は810名以内とし、各専門部会推薦の評議委員数はそれぞれ200名を超えないものとする。

(評議委員の任期)

第16条 評議委員の任期は2年とし、役員任期終了までとする。ただし、再任を妨げない。

(評議委員の解任)

第17条 評議委員の解任には、定款第27条の役員解任の規定を準用し、「役員」を「評議委員」と読み替える。

(評議委員の会費)

第18条 評議委員の会費は、別に定める。

(評議委員候補者の推薦)

第19条 専門部会会長は、選定した評議委員候補者を、文書により理事長に推薦する。

2 評議委員候補者は、獣医学会の正会員で、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

(1) 大学又は大学院の教授又は准教授（助教授）、あるいは研究機関等においてこれらに準ずる地位にある者で、獣医学（関連分野を含む）の研究と獣医学会運営に関心を持ち、十分な研究業績をあげ、原則として会員歴継続10年以上の者

(2) 獣医学会の役員又は評議委員の経験者

(3) その他、獣医学（関連分野を含む）の進歩発展に著しく貢献した者

3 前項の規定にかかわらず、評議委員就任年の4月1日に満70歳に達する正会員は、評議委員候補者とはしない。

(評議委員会)

第20条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

2 評議委員会は、会務について理事長の付議する事項について審議し、理事長は必要に応じて評議委員会の意見を聞くことができる。

3 評議委員会は、年に1回以上理事長が招集し、理事長はその議長となる。

4 理事長は、評議委員の3分の1以上の申し出があった場合、2ヶ月以内に評議委員会を招集しなければならない。

- 5 評議委員会を招集する時は、理事長はその議案をあらかじめ評議委員、理事及び監事に通告しなければならない。
- 6 理事及び監事は、評議委員会に出席して、意見を述べることができる。

第5章 常任理事及び常任理事会

(理事の役職及び選任)

第21条 獣医学会には、その円滑な運営を図るため、次の役職を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 常任理事 若干名
- 2 理事長をもって法律上の代表理事とする。
 - 3 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(常任理事の職務)

第22条 常任理事は下記の職務を分掌する。

- (1) 庶務担当理事
学会運営上必要な庶務に関する事項
- (2) 会計担当理事
学会運営上必要な会計に関する事項
- (3) 編集担当理事
会誌の編集・発行と日本獣医学会会誌編集委員会に関する事項
- (4) 渉外担当理事
学会運営上必要な外部との折衝に関する事項
- (5) 広報担当理事
学会活動の広報に関する事項
- (6) 学術担当理事
学術情報の収集と学術研究の推進に関する事項
- (7) 男女共同参画担当理事
学会における男女共同参画推進に関する事項
- (8) 獣医学教育改革担当理事
獣医学教育改革に関する事項
- (9) 国際交流担当理事
学会における国際交流の推進に関する事項
- (10) 学術集会担当理事
本学会の定期学術集会及び日本獣医学会プログラム委員会に関する事項

(幹事)

第23条 常任理事の職務を補佐するため、獣医学会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、常任理事の提案に基づき評議委員の中から、理事長が委嘱する。
- 3 幹事の数、は、当分の間、10名以内とする。

(常任理事会)

第24条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び監事をもって構成する。

- 2 理事長は、必要に応じて常任理事会を招集し、その議長となる。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 獣医学会の運営に関する事項
 - (2) 理事会に付議する事項
 - (3) その他理事長が必要と認めて諮問した事項

第6章 委員会及び委員

(委員会及び委員)

第25条 獣医学会は、円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる委員会を常置する。

- (1) 日本獣医学会会誌編集委員会
 - (2) 日本獣医学会プログラム委員会
 - (3) 日本獣医学会男女共同参画委員会
 - (4) 日本獣医学会獣医学教育改革委員会
 - (5) 国際交流委員会
 - (6) 越智賞受賞候補者選考委員会
 - (7) 日本獣医学会賞受賞候補者選考委員会
 - (8) 獣医学奨励賞受賞候補者選考委員会
 - (9) JVMS優秀論文賞受賞候補選考委員会
 - (10) 他機関推薦依頼の賞受賞候補者選考委員会
- 2 その他必要に応じて臨時に委員会を置くことができる。
 - 3 第1項1号、2号、3号、4号及び5号に掲げる委員会及び委員に関する規定は、それぞれ別に定める。
 - 4 第1項6号、7号、8号及び9号に掲げる委員会及び委員に関しては、それぞれ第36条、第40条、第44条及び第47条に規定する。
 - 5 第1項10号に掲げる委員会及び委員に関しては、別に定める。

(委員の選任)

第26条 前条に規定する委員会の委員は、各委員会の委員長提案に基づき、理事長が委嘱する。

第7章 学術集会

(学術集会の開催)

第27条 獣医学会は、定款第4条第1項の規定に基づいて、秋期に報告会及び講演会を含めた学術集会を開催する。

2 各専門部会及び獣医学会所属研究団体は学術集会においてそれぞれの集会を開催することができる。

3 獣医学会に所属していない団体が学術集会において集会を開催する場合は、当該学術集会の少なくとも1年以上前に理事長に申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(司宰機関の設置)

第28条 学術集会にそれぞれ司宰機関を置く。

(学術集会の会長)

第29条 学術集会にそれぞれ会長を置く。

2 各会長の呼称は、第〇〇回日本獣医学会学術集会会長（以下「学術集会会長」という。）とする。

3 学術集会会長は、獣医学会の役員又は評議委員とし、かつ、その所属する司宰機関から選出され、原則として当該学術集会の少なくとも1年以上前に、理事長に推薦された者とする。

(学術集会長の任期及び任務)

第30条 学術集会長の任期は、当該年度前年の学術集会終了の翌日から当該年度の学術集会の終了日までとする。

2 学術集会会長は、その任期内において、必要に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 学術集会会長は、学術集会担当理事に協力し、学術集会の企画・立案に当たるとともに、その円滑な運営を図る。

(保育室の設置)

第31条 学術集会の開催にあたっては、原則として保育室を設置するものとする。保育室の設置ならびに運営に係わる規定は、別に定める。

第8章 会誌

(会誌の刊行)

第32条 獣医学会は、定款第4条第1項の規定に基づいて、The Journal of Veterinary Medical Science（日本獣医学会会誌）（以下「会誌」という。）を年12回発行する。

2 会誌の編集及び刊行に関する業務は、編集委員会が行う。

(会誌の掲載事項)

第33条 会誌には、獣医学に関する学術研究論文を掲載するほか、獣医学会記事、会務報告、その他編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

2 会誌には、編集委員会の議を経て、有料の広告を掲載することができる。

第9章 表 彰

(表彰の種類)

第34条 定款第4条第1項の規定に基づいて、獣医学会に、越智賞、越智特別賞、日本獣医学会賞、獣医学奨励賞、JMS優秀論文賞、Good Reviewer賞及びその他の賞を設ける。

(越智賞)

第35条 越智賞は、獣医学の学術研究あるいは教育の振興に顕著な功績をおさめた会員に対し授与する。

2 越智賞の授賞は原則として毎年1件とし、賞状と副賞を贈る。

3 越智賞の受賞者は、受賞年度内に開催される学術集会において、越智賞受賞記念講演を行う。

(越智賞受賞者の決定)

第36条 越智賞受賞者の決定は、第25条第1項第6号に規定する越智賞受賞候補者選考委員会（以下、越智賞選考委員会という。）において、次の各号に基づいて行われる。

(1) 越智賞選考委員会の委員は5名とし、名誉会員および正会員のうちから理事長が委嘱する。

(2) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(3) 委員の互選により、委員長を置く。

(4) 委員長は、越智賞選考委員会を主査し、毎年5月末日までに、受賞候補者を理事長に対して推薦する。

(5) 理事長は、理事会に諮り、受賞者を決定する。

(越智特別賞)

第37条 越智特別賞は、獣医学の振興に特に功績のあった者に対して授与する。

2 越智特別賞は、獣医学会の会員以外の者に対しても授与することができる。

3 越智特別賞受賞候補者は、理事会が発議し、評議委員会の議を経て決定する。

4 越智特別賞の受賞者には、賞状と副賞を贈る。

(日本獣医学会賞)

第38条 日本獣医学会賞は、獣医学の領域において、顕著な研究業績をあげた正会員に対し1回

に限り授与する。

- 2 日本獣医学会賞の受賞資格は、前項に規定するもののほか、受賞年度において満50歳以下とする。
- 3 日本獣医学会賞の授賞対象業績は、会誌に発表されたものとする。ただし、本学会に口頭発表され他の学術誌に発表された業績も考慮することができる。
- 4 日本獣医学会賞の授賞件数は、原則として毎年2件以内とし、受賞年度内に開催される学術集会において、賞状と副賞を贈る。
- 5 日本獣医学会賞の受賞者は、受賞年度内に開催される学術集会において、日本獣医学会賞受賞記念講演を行う。

（日本獣医学会賞受賞候補者の推薦）

第39条 日本獣医学会賞受賞候補者の推薦は、正会員3名の連名推薦によるものとする。

- 2 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年2月末日までに、候補者の所属、氏名、受賞対象課題を明記し、推薦者3名の署名捺印を付した推薦書2通を理事長に提出するものとする。
- 2 前項の推薦書には、推薦理由書（1,000字以内）及び候補者の略歴、主な研究業績一覧を添付するものとする。

（日本獣医学会賞受賞候補者の選考）

第40条 日本獣医学会賞受賞候補者の選考は、第25条第1項第7号に規定する日本獣医学会賞受賞候補者選考委員会（以下「学会賞選考委員会」という。）において、次の各号に基づいて行われる。

- (1) 学会賞選考委員会は、専門部会から推薦された各3名（専門部会長又はこれにかわる者1名を含む。）、計12名の委員によって構成される。
- (2) 受賞候補者の推薦者は、学会賞選考委員会の委員となることはできない。
- (3) 委員の互選により、委員長として互選された者は、学会賞選考委員会の運営を統括する。
- (4) 学会賞選考委員会は、受賞候補者の推薦者に対し、推薦理由について説明を求めることができる。
- (5) 別に定める選考方法に基づいて、委員の投票により、受賞候補者を選考する。
- (6) 委員長は、選考結果を文書で理事長に報告する。
- (7) 委員の任期は1年以内とし、当該年度における選考委員会の終了をもって、任期満了とする。

（日本獣医学会賞受賞者の決定）

第41条 理事長は、学会賞選考委員会委員長からの選考結果に関する報告を受け、理事会において受賞者を決定する。

（獣医学奨励賞）

第42条 獣医学奨励賞は、獣医学の進歩に寄与する優れた研究を行い、なお将来の発展を期待し得る正会員及び学生会員に対し1回に限り授与する。

2 獣医学奨励賞の受賞対象者は前項に規定するもののほか、応募申請年の4月1日において37歳の誕生日に達しない者とする。

3 獣医学奨励賞の授賞件数は、毎年4件以内とし、授賞年度内に開催される学術集会において、賞状と副賞を贈る。

4 獣医学奨励賞の受賞者は、受賞年度内に開催される学術集会において、獣医学奨励賞受賞記念講演を行う。

(獣医学奨励賞への応募)

第43条 獣医学奨励賞の受賞を希望する対象会員は、毎年2月末日までに、所属専門部会名、最終学歴、会員歴、受賞希望研究課題名および内容の要旨(2,000字以内)等を記載した申請書を理事長に提出するものとする。

(獣医学奨励賞受賞候補者の選考)

第44条 第25条第1項第8号に規定する獣医学奨励賞授賞候補者選考委員会(以下「奨励賞選考委員会」という。)において、次の各号に基づいて行われる。

(1) 奨励賞選考委員及び委員長は、原則として日本獣医学会賞選考委員会委員及び委員長と同一の者とする。

(2) 委員長は、奨励賞選考委員会の運営を統括する。

(3) 別に定める選考方法に基づいて、委員の投票により、受賞候補者を選考する。

(4) 委員長は、選考結果を文書で理事長に報告する。

(5) 委員の任期は1年以内とし、当該年度における選考委員会の終了をもって、任期満了とする。

(獣医学奨励賞受賞者の決定)

第45条 理事長は、奨励賞選考委員会委員長からの選考結果に関する報告を受け、理事会において受賞者を決定する。

(JVMS優秀論文賞)

第46条 会誌に掲載された論文でとくに優れたものに対し、JVMS優秀論文賞(以下、優秀論文賞という。)を授与する。

2 優秀論文賞の表彰は巻(年)ごとに行う。

3 優秀論文賞の授賞は専門部会別に各0~2、合計0~8報以内とし、学術集会開催期間中に賞状と副賞を贈る。

4 受賞対象者は当該論文の著者全員とする。

(JVMS優秀論文賞受賞候補選考委員会)

第47条 第25条第1項第9号に規定するJVMS優秀論文賞受賞候補選考委員会（以下、優秀論文賞選考委員会という。）は、理事会の承認を経て、優秀論文賞選考委員会の委員長が選任する委員により構成される。

- 2 委員長は、理事の中から、理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、優秀論文賞選考委員会の運営を統括する。
- 4 委員の任期は1年以内とし、当該年度における優秀論文賞の授賞をもって、任期満了とする。
- 5 選考の方法は別に定める。

(JVMS優秀論文賞の決定)

第48条 優秀論文賞選考委員会委員長は選考結果を理事長に報告し、理事会にて優秀論文賞を決定する。

(Good Reviewer賞)

第49条 会誌に投稿された論文原稿の査読を数多く行った者に対し、その貢献を称えGood Reviewer賞を授与する。

- 2 選考及び授与の方法は別に定める。

(他機関依頼の賞)

第50条 第25条第1項10号に掲げた他機関推薦依頼の賞（日本農学賞、猿橋賞、中央畜産会畜産大賞、日本農業研究所賞、日本農学進歩賞、森永奉仕会賞、伊藤記念財団賞等）の受賞候補者の選考委員会及び選考方法は、別に定める。

第10章 専門部会

(専門部会の設置)

第51条 この法人における事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次の4専門部会とする。
 - (1) 基礎獣医学系専門部会
 - (2) 病態獣医学系専門部会
 - (3) 予防獣医学系専門部会
 - (4) 臨床獣医学系専門部会

(専門部会の目的と運営)

第52条 専門部会は、定款第4条に定める獣医学会の事業を円滑に遂行することを目的とする。

- 2 専門部会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(専門部会の役員)

第53条 専門部会の役員は専門部会会長（1名）、専門部会副会長（1名）とする

(専門部会役員を選任)

第54条 専門部会の役員は別に定める日本獣医学会理事候補者選出及び監事候補者推薦規程に基づいて選任し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

(専門部会の新設又は改廃)

第55条 専門部会の新設又は改廃等、獣医学会における専門部会の構成を変更する必要があるときは、理事会において審議し、総会の議決を得るものとする。

第 11 章 獣医学会所属研究団体

(獣医学会所属研究団体)

第 56 条 獣医学会は、研究・教育活動を行う活動単位として、研究会、学会又は分科会等の獣医学会所属研究団体の設置を認めることができる。

2 獣医学会所属研究団体の設置に関しては別に定める。

3 会員は、獣医学会所属研究団体に入会できるものとする。

(獣医学会所属研究団体設置の申請)

第 57 条 獣医学会所属研究団体の設置を希望するときは、当該所属研究団体の長は、会の名称、会の目的、会員数その他獣医学会が必要と認める事項を記した申請書に会員名簿を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、獣医学会所属研究団体の設置に必要な規定は、理事会において、別に定める。

(獣医学会所属研究団体設置の認可)

第 58 条 所属研究団体の設置の認可は、申請書類等に基づき、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(獣医学会所属研究団体設置の認可の取消)

第 59 条 獣医学会所属研究団体が以下の各号に該当するときは、理事長は、理事会の議を経て、その設置の認可を取り消すことができる。

(1) 設置に必要な要件を満たさなくなったとき。

(2) その後の活動が申請時の目的と著しく異なると認められたとき。

- 2 獣医学会所属研究団体の長から認可の取消の申請があったときは、理事長は、その認可を取り消さなければならない。
- 3 獣医学会所属研究団体は毎年度、事業計画および収支予算に基づき活動しなければならない。
- 4 所属研究団体費の申請および交付ならびに報告に係わる規程は、別に定める。

(獣医学会所属研究団体の運営)

第60条 獣医学会所属研究団体は、獣医学会の定款、定款施行細則等と齟齬をきたさない限りにおいて、独自の会則等の諸規程の制定、独自の決議機関の設置、独自の会費の徴収ができる。

2 獣医学会所属研究団体の事業年度は獣医学会の事業年度と同一とし、獣医学会の事業に支障をきたさないように、事業報告書および収支決算報告書ならびに事業計画書および収支予算書を獣医学会に提出しなければならない。

第12章 事務局等

(事務局及び職員)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第13章 雑 則

(改廃)

第62条 この施行細則の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附 則

1. この施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(2012年 2月 1日施行)

(2013年 3月29日理事会にて一部改定)

(2013年 7月 4日、9月19日理事会にて一部改定)

- (2014年 7月18日理事会にて一部改定)
- (2015年 3月13日理事会にて一部改定)
- (2016年 4月15日理事会にて一部改定)
- (2017年11月30日理事会にて一部改定)
- (2018年 4月 2日理事会にて一部改定)
- (2018年12月15日理事会にて一部改定)
- (2019年 5月27日理事会にて一部改定)
- (2019年12月14日理事会にて一部改定)
- (2021年 3月17日理事会にて一部改定)